

農業委員会総会議事録

令和元年 7 月 26 日

高千穂町農業委員会

議 事 録

期 日 令和元年7月26日 午前9時30分～

場 所 高千穂町役場 大会議室

出席委員 原田文男 福嶋信二 市野辰廣 安在昭則
佐藤公也 佐藤恒和 佐藤春男 福原良治
興梠達彦 佐藤收喜 竹次民生 松川智年
甲斐泰郎
藤本道廣 尾賀徳光 甲斐正廣 興梠香月
甲斐 誠 甲斐雅通 佐藤政信 土持陽宏
田上孝生 林 順善 内倉眞澄 佐藤則行
佐藤弘文

欠席委員 甲斐謙二 須藤邦生 坂本安則 佐藤 眞

事務局 甲斐 徹 甲斐順久 甲斐孝行 安在保久

議 事 日 程

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人の指名
- 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請
- 4 議案第4号 非農地・現況証明願について
- 5 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

・開会

・会長あいさつ

・議事録署名人指名

05. 佐藤收喜委員 06. 佐藤恒和委員

・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

議案第1号-1

(事務局説明) 議案1-1について土地の表示、譲渡人、譲受人・氏名・法令等説明。
売買による所有権移転 7筆 3,891㎡

(担当委員説明) 譲受人は栗の生産、加工を生業としている方です。この土地は過去に台風災害により、崩土などで使えない状態になっており、土捨て場として放置してあった時期があります。しかし、譲受人がその従業員とともに、埋め立てなどして使える状態にしたということです。

(議長) ありがとうございます。それでは質疑をお受けします。

(委員) 以前に非農地にすることはなかったのでしょうか？

(事務局) 以前はなかったんですが、最近非農地証明願いが出まして、現地を確認に行ったところ、画面のとおり栗の植樹がされており、果樹園と言える状態だったので、今回の3条申請にシフトさせていただいたところです。

(議長) 他に質問がないようですので議案第1号-1について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員の同意により承認された～

議案第1号-2

(事務局説明) 議案1-2について土地の表示、譲渡人、譲受人・氏名・法令等説明。
合意解除による所有権抹消 94筆 56,099㎡

(担当委員説明) 本件は、昨年6月に所有権の移転ということで、親から子への贈与があったものですが、贈与税申告の関係上、一旦元に戻し、また改めて親から子への贈与手続をすることです。

(事務局) 補足をさせていただきます。こちらは昨年 6 月に親から子への生前贈与という案件であり、もちろん贈与税が発生するのですが、その申告を忘れていたようです。そのことで司法書士に相談されたところ、追徴金とかそういう部分は残るのですが、このお互いの合意による解除で、この所有権移転がもともとなかったという手続きができるそうです。これらの手続きが終わって、全てがクリアになった段階で改めて総会にかけるということのようです。

(議長) ありがとうございます。それでは質疑をお受けします。

(議長) 特に質問がないようですので議案第 1 号－ 2 について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員の同意により承認された～

議案第 1 号－ 3

(事務局説明) 議案 1－ 3 について土地の表示、賃貸人、賃借人・氏名・法令等説明。
賃貸借による利用権設定 1 筆 3,012 m²

(担当委員説明) こちらは 4 月総会で権利設定した町外の農業法人への貸付の追加分です。誰か耕作してくれる人がいないかということで相談したところ、この法人に貸す形になったようです。以前に権利設定した農地についても、6 月半ばから草刈など行ってきれいに整地されています。また、今月 24 日から定植作業も始まっており、がんばっています。

(議長) ありがとうございます。それでは質疑をお受けします。

(担当委員) 6 月中旬からきれいに刈り取りを行い、荒れていた土地が本当にきれいになっています。

(委員) 堆肥導入で J A に相談とかはされていますか？

(担当委員) 肥育センターを利用しているようです。J A にも貢献しています。

(議長) 他に質問がないようですので議案第 1 号－ 3 について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員の同意により承認された～

・議案第 4 号 非農地・現況証明願について

議案第 4 号－1

(事務局説明) 議案 4－1 について土地の表示、申請者・氏名・法令等説明。

1 筆 350 m² 現況：原野

(担当委員説明) 申請人は現在施設に入所しています。ここには、かつて申請人の姉が住んでいる家がありました。農地というよりは、宅地と菜園という状況でした。現在は雑木も浸食しており、農地として使える状態ではありません。

(議長) ありがとうございます。それでは質疑をお受けします。

(委員) (場所について) 県道沿いですか？

(担当委員) はい、集会所の傍です。担当委員の家の傍でもあります。

(委員) 先ほどの宅地というのは、今は空き家になっているのですか？

(担当委員) いいえ、今は壊されて何も無い状態です。

(議長) 他に質問がないようですので議案第 4 号－1 について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員の同意により承認された～

・議案第 5 号 農用地利用集積計画の承認について

議案第 5 号－1

(事務局説明) 議案 5－1 について土地の表示、貸付人、借受人・氏名・法令等説明。

使用貸借による利用権設定 9 筆 6,335 m²

(担当委員説明) 貸付人が所有する農地を自らの法人に貸し付け、法人で管理するというものです。養鶏農家で、県内で 10 万羽、熊本に 16 万羽飼育しています。また、阿蘇の方で斡旋を受けて反当り 20 万円で農地を購入する予定もあるようです。これは譲渡所得の申告で 800 万以下は課税されないということで、売る方にはメリットがあるが、本人には特段メリットはないということです。

(議長) ありがとうございます。それでは質疑をお受けします。

(議長) 特に質問がないようですので議案第 5 号－1 について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員の同意により承認された～

議案第 5 号-2

(事務局説明) 議案 5-2 について土地の表示、譲渡人、譲受人・氏名・法令等説明。
売買による所有権移転 2 筆 6,753 ㎡

(担当委員説明) 譲渡人は昨年農地売買で名前が出てきた方です。譲受人は妻と二人、牛を増頭しながら経営しています。対象農地は 3 年ほど前から譲受人が借りていましたが、規模拡大の為相談をしたとのこと。金額は反当り 10 万円にプラスアルファという形です。

(議長) ありがとうございます。それでは質疑をお受けします。

(議長) 特に質問がないようですので議案第 5 号-2 について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員の同意により承認された～

議案第 5 号-3、-4

(事務局説明) 議案 5-3、4 について土地の表示、貸付人、借受人・氏名・法令等説明。
中間管理機構を通した使用貸借による権利設定 2 筆 2,027 ㎡ 16 筆 14,917 ㎡

(担当委員説明) ○○地区の農地中間管理事業への追加案件です。5-3 の貸付人は既に機構貸付はしてありますが、今回、贈与された農地を追加で貸し付けることとなります。5-4 の貸付人は、5-3 の農地の機構からの借受人になる方でもあります。集落での当初の取り組みに入っていなかったで、声掛けをしたところ、追加で参加しますということだったので、A to A で参加します。農地は立派に管理されています。

(議長) ありがとうございます。それでは質疑をお受けします。

(委員) 画面で見える限り、農地は道より下に位置するのがほとんどですか？

(議長) はい、そうです。5-3 の貸付人は、今回の貸付で機構に全ての農地を預けることとなります。

(議長) 他に質問がないようですので議案第 5 号-3、第 5 号-4 について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員の同意により承認された～

(議長) ありがとうございます。議案については以上です。

以上議事録の正確を証するため署名捺印する。

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印